

(第6号別紙)

令和3年度 第1回 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和3年7月15日(木) 午前10時から午前11時30分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者	石原 たかゆき	市川市議会議員
(11名)	久保川 隆志	市川市議会議員
	中嶋 貞行	市川少年文化推進会議 副会長
	尾上 悦子	市川市民生委員児童委員協議会 副会長
	富田 勇人	市川市PTA連絡協議会 副会長
	増田 貞幸	市川市子ども会育成会連絡協議会 副会長
	高梨 紀雄	市川市自治会連合協議会 副会長
	高橋 大策	市川市青少年相談員連絡協議会副会長
	石田 清彦	市川市立第二中学校 校長
	菊池 和彦	市川市立中国分小学校 校長
	中原 基貴	街づくり部 街づくり計画課 課長

4 事務局

田中 庸恵	教育長
松丸 多一	教育次長
小倉 貴志	学校教育部 部長
新部 操	学校教育部 次長
佐原 達雄	学校教育部 担当参事
藤井 義康	義務教育課 課長
青田 泰代	義務教育課 主幹
野井 泰子	義務教育課 副主幹
小笠原 勝海	学校環境調整課 課長
中俣 智文	学校環境調整課 主幹
安藤 徹哉	学校環境調整課 副主幹

他3名

5 会長挨拶 中嶋 貞行 市川少年文化推進会議 副会長

6 諮問 市川市立宮田小学校の通学区域の設定について

7 議題

- (1) 令和3年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況(報告)
- (2) 令和2年度在学年児童生徒の指定学校変更等の状況(報告)
- (3) 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について
- (4) 市川市立宮田小学校の通学区域の設定について

## 8 その他

○辞令交付式：開会前に、田中 庸恵教育長が辞令交付を行った。

### 【中嶋会長】

只今から、令和3年度第1回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会を開会いたします。

初めに、議題（1）令和3年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

### 【事務局】

それでは初めに、令和3年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況をご報告いたします。報告のポイントを2ページ（1）にまとめましたので、お願いいたします。

市川市では、資料の最後に添付しています「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則別表」に基づき、居住する住所により通学区域が定められておりますが、保護者が変更を希望する場合は、承認基準に応じて弾力的に対応しています。基準の事由については、12ページにありますとおり、心身の障害又は疾病によるため等、12項目となっております。この制度が、指定学校変更の制度です。

市内には、小学校38校・中学校15校・義務教育学校1校があります。指定された学校以外からの受入れは、教室の数や給食の調理数を含めて、上限の設定をしています。その上限などを設定している学校を制限校といいます。3ページは、小学校と中学校の位置を示し、かつ制限校に色を付けた地図になります。それぞれの学校の位置をご確認いただけたらと思います。

今年度、制限校の中で、上限設定をした学校は、八幡・宮田・富貴島・鬼高・行徳・信篤・富美浜・妙典小学校8校と、第一・第二・第三・第四・第六・第七・福栄・妙典中学校8校でした。また、市川小学校と新浜小学校は、余裕教室などが全くないため、さらに指定学校変更の制限を強め、既に兄や姉がいる児童のみに限り、指定学校の変更を承認しております。大和田小学校は、校舎を増築したため、指定学校変更の受け入れ体制が可能となりました。平成31年度より、兄・姉が在学している場合と、また、指定学校より近い場合のみの受け入れとしています。八幡小学校は、上限に達したため抽選を行い、23名中11名が承認されました。

次に、指定学校変更の許可件数でございます。2ページ（1）の2つ目の丸印となっております。

今年度小学生が3,876名入学し、そのうち、478名の指定学校変更がありました。主な理由として、一番多かった項目は兄弟一緒の学校に就学させたい、2番目は友人関係などの理由によるため、3番目は希望する学校が指定された学校よりも近いためとなっております。

中学生は3,092名入学し、指定学校の変更を行った人数は、480名となっております。主な理由として、一番多かったのは小学校の友人関係を理由とするもの、2番目に多かったのは希望する学校が指定された学校よりも近いため、3番目は兄弟一緒の学校に就学させたいためとなっております。

続きまして、5ページ、6ページは学校間の指定学校変更の状況を表した表となります。表の見方ですが、表上の縦に書かれている学校が指定学校で、横に書かれている学校が指定学校の変更を希望する学校を示しています。例えば、5ページの表は小学校ですが、1市川小学校を下に見ていくと、2真間小学校の部分が「7」とあり、「市川小学校の学区から真間小学校に7名行った」という意味になります。横に書かれている市川小学校を右に進むと、宮田小学校の場所に「8」とあります。これは、「市川小学校に宮田小学校の学区から8名入ってきた」という意味になります。横に書かれている市川小学

校の列を右に見ていきますと「9」という数字が出ております。これは、市川小学校に他の学校の学区から9名入ってきたということを示しております。

7ページは、新入学児童生徒の指定学校変更の理由表となります。

以上、令和3年度新入学児童生徒の指定学校変更等の状況についてでした。よろしくお願いいたします。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございました。議題（1）新入学児童生徒の指定学校変更について、事務局より説明いただきました。皆様、何かご質問等はございますか。

それではまた、会議が進み、もし何か質問等ありましたらこの件もお受けいたしますので、次に行きたいと思います。

それでは議題（2）令和2年度在学児童生徒の指定学校変更等の状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

続いて、令和2年度在学年児童生徒の指定学校変更の状況についてご報告いたします。

2ページの（2）になります。こちらは、小学校1年生から6年生、中学校1年生から3年生までの在学年児童生徒の令和2年度1年間の指定学校変更につきまして、昨年度の通学区域審議会の答申に基づき、許可した件数となります。割合としましては、小学生が21,921名中、変更した件数は332件で、中学生は9,568名中、変更した件数は110件となりました。

小学校1年生から6年生までの、在学年児童の指定学校変更の主な理由としましては、その大半が、年度途中に、隣接している学区等に転居した場合でした。保護者や児童生徒は、そのまま継続して「今までの学校に通いたい」という希望が多くありました。

8ページが小学校の在学年児童について、9ページが中学校の在学年生徒についての申請件数と学校間のデータの表となります。また、10ページは、それぞれの指定学校変更の理由別の人数の分布データとなります。

最後に2ページ（3）をお願いいたします。昨年度1年間の小学校と中学校の「区域外就学」についてです。「区域外就学」とは、市川市在住以外の方が、特別な事情により、市川市内の小中学校を希望し、申請するものです。主な理由としましては、年度途中、市川市外へ転居したため、学期末、または卒業学年の場合は卒業まで、引き続き市川市内の学校へ通学したいという理由が多くなっています。また、市川市には、国立国際医療研究センター国府台病院に入院し児童生徒が通う院内学級があります。院内学級に通うためには、市川市外にお住まいの方は、区域外就学の申請をしております。

11ページの表とグラフは、昨年度1年間の小学生と中学生の区域外就学の申請の理由別データとなります。

以上、令和2年度在学年児童生徒の指定学校の変更等の状況について、ご報告いたしました。よろしくお願いいたします。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございました。議題（2）についての報告でした。ご意見、ご質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（3）通学区域の見直し方針について、事務局からご説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

議題（3）通学区域の見直し方針について説明させていただきます。資料は12ページ、審議資

料「通学区域の見直し方針」をお願いいたします。

まず、今回の審議会から新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、昨年度より審議を開始しました「通学区域の見直し方針」の位置付けについて、説明いたします。

本市では、義務教育9年間で基盤とした子どもの学びと育ちの連続性を確保するための方策の一つとして、校舎の建替えを行う際を中心に小中学校の一致を目的とした通学区域の見直しの検討を行うこととしています。通学区域の見直しは、児童生徒や保護者、地域住民に影響を与えることから、地域等との協議・調整の上で決定することが重要と考えております。

本方針は、通学区域の見直しにあたり、地域にお示しする行政案という位置づけであり、見直しにおける一定の基準を定めるとともに、それに沿って作成した各学校の通学区域の再編案を示すものです。通学区域の見直しにあたっては、この再編案を基に地域等と協議・調整し、新たな通学区域を決定することとします。

次に、方針の全体構成です。この方針は、通学区域の課題解消に向けた見直しを適切に進めるため、見直しのルールや手続きなど、7項目を定めるものです。まず、通学区域の見直しが、誰が行っても同じ結果となる客観的で、複数の課題に対応した多面的なものとなるよう、1の「見直しの視点と留意点」や2の「見直しの流れ」を定めることとしています。この2つについては、昨年度の第一回審議会でご審議いただいた内容となります。

そして、通学区域の見直しが、学校ごとの実態に即したものとなるよう、3の「通学区域決定までの手続き」を定めるとともに、見直しの影響が児童生徒や保護者等にとって過度なものとならないよう、4の「通学区域決定の時期」や5の「経過措置」そして、6の「指定校変更制度」を定め、最後に7の「方針（再編案）の見直し」について、定めることとしております。

本日は、この3～7までの5項目について、ご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

1ページおめぐりください。14ページに「見直しの視点、留意点」を記載しています。

視点の一つ目が、小中学校の連続性です。これは、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学することがないよう原則、小・中学校の通学区域を一致させるというものです。

二つ目が通学路の安全性です。交通量の多い幹線道路に安全対策がなされていない場合などは、可能な限り、幹線道路による通学区域の分断を避けるというものです。

三つ目が地域のつながりです。自治会の一体性を様々な制度において確保することは、地域コミュニティの活性化等につながることから、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成するというものです。

四つ目が、学校規模の是正です。小規模校の是正を行うなど、可能な限り、規模の適正化を図るというものです。

そして、留意事項を通学路の距離としています。既に市川市では実現しておりますが、小学校では4km以内、中学校では6km以内となるよう通学距離に留意するというものです。

このように、通学区域の見直しにあたっての、視点を4つ、留意事項を1つに整理させていただきました。

16ページをお願いします。「見直しの流れ」を記載しています。

はじめに、小中学校の連続性の視点から、中学校ブロック単位で、原則として、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせます。次に、通学路の安全性の視点から、安全対策がなされていない、または、道路の構造上の理由等により、安全対策を講じることが困難な幹線道路などが、通学区域を分断している場合は、通学路の距離に留意しながら、可能な限り、幹線道路を通学区域の境界といたします。最後に、地域のつながりと学校規模の是正の視点から、隣接する学校が19学級

を超える大規模校と過小規模校、小学校は6学級、中学校は9学級以下の学校となる場合は、規模の是正を目的に、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成いたします。

この流れに沿って、通学区域の再編案を作成することとしております。

17ページをお願いします。「通学区域決定までの手続き」についてです。

通学区域の見直しは、児童生徒の学校生活や地域活動などへ影響を与えることから、学校や地域の様々な条件を考慮しながら、実情に即した見直しを行うことが求められております。また、通学区域の見直しが、児童生徒の充実した学校生活の実現と地域の活性化に繋がるよう、保護者や学校、地域住民と十分協議と調整を行いながら、検討を行うことが重要です。

このことから、各学校の新たな通学区域の決定にあたっては、通学区域の見直しにより、影響のある学校の学校運営協議会において、この方針で示す「通学区域の再編案」を基に、協議、調整を行うこととし、その結果を踏まえ、当審議会に「通学区域の設定」について、諮問、答申を行い、その後、教育委員会会議に「通学区域の決定」について、議案を提出し、議決を得て、新たな通学区域を決定することとしております。

なお、「現行の通学区域」と「通学区域の再編案」が同じ場合であっても、通学区域を決定した当時の背景や要因が現在とは異なることから、この流れに沿って、見直しを行わないことを決定することとしております。

18ページをお願いします。「通学区域決定の時期」についてです。

通学区域は建替え後の学校規模に影響を与えます。このことから、原則、建替え後の学校規模を定める「建替えに関する基本構想・基本計画」の策定までに、新たな通学区域を決定し、建替え後の学校施設の供用開始と合わせて、新たな通学区域を適用することとしております。

19ページをお願いします。「経過措置」についてです。

望ましい学校環境を実現するため、この方針に基づき、通学区域の見直しを着実に進めながらも、児童生徒や保護者、地域への影響をできるだけ少なくするため、慎重な対応が必要となります。

そこで、通学区域見直し後に指定学校が変更となった児童生徒に対して、経過措置を設けることとしており、具体的には、四角囲いでお示ししている通り、

- ・在校生は、卒業まで旧通学区域の指定学校への通学を可能とすること。
- ・兄弟姉妹が旧通学区域の指定学校に在籍している場合は、旧通学区域の指定学校への入学・通学を可能とすること。
- ・旧通学区域の指定学校から新通学区域の指定学校への転校はいつでも可能とすること。

の3つの経過措置をお示ししております。

なお、その他、必要な経過措置については、地域の実情を踏まえ、学校運営協議会で協議、調整を行いながら、検討することとしております。

20ページをお願いします。「指定学校変更制度」についてです。

本市では、保護者の就学義務を円滑に履行させるため、通学区域を設定し、就学予定者が就学すべき学校を指定しています。一方、児童生徒の具体的な事情に応じた対応ができるよう、保護者からの申請に基づき、一定の条件に該当する場合には、指定された学校を変更できることとしています。

現在、本市の指定校変更制度の運用については、比較的柔軟な対応を行っていますが、児童生徒の学校生活と登下校時の安全を確保するとともに、小中一貫教育の推進を図るため、通学区域の見直しを行う学校については、新たな通学区域の適用、通学区域の見直しを行わない学校については、

建替え後の学校施設の供用開始と合わせて、指定される学校を変更できる条件については、原則、四角囲いのとおり、

- ・通学や学校生活の安全に特段の配慮を要する場合に限り、指定学校を変更できるものとする。
- ・小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校等への就学を希望し、通学距離などの一定の基準を満たした場合は、指定学校を変更できるものとする。ただし、義務教育学校等の施設に余裕がなく、受け入れが困難な場合は、抽選等により就学を決定すること。

としております。

21ページをお願いします。「方針、再編案の見直し」についてです。

各学校の通学区域を決定する際に、再編案の見直しが必要となった場合には、それを踏まえ、全体の再編案を修正することとし、見直しが必要となった学校は、修正した再編案を基に「通学区域決定の手続き」に沿って通学区域を決定し、修正によって影響のあるその他の学校は、その学校の通学区域決定の時期に必要な調整等を行い、通学区域を決定するとしております。

ただし、この方針に基づき、既に新たな通学区域を決定した学校の通学区域には、原則、修正の影響は及ばないものとするとしております。

説明は以上です。

#### 【中嶋会長】

ただいま事務局からご説明がありました。特に3. 通学区域決定までの手続き、それから4. 通学区域決定の時期、5. 経過措置、9. 指定学校変更制度、7. 方針（再編案）の見直しと、細かく説明していただきました。ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく申し上げます。

#### 【久保川委員】

細かく説明いただきましてありがとうございます。いくつか確認も含めまして、質問させていただきます。

まず、19ページ 5. 経過措置、囲みの中の二つ目「兄弟姉妹が旧通学区域の指定学校に在籍している場合は、旧通学区域の指定学校への入学・通学を可能とします」という文面があります。この部分に関して、例えば最長で卒業までは可能とする等、期間に関しては明言を入れておりません。この部分に関して、柔軟な対応をという意味でその期限を入れていないのか、確認させていただきたいです。

#### 【事務局】

経過措置の時期を記載していない理由ですが、ここで想定しているものは、兄弟姉妹が旧通学区域の指定学校に在籍している場合で、例えば弟さんがその指定学校に入学した場合にはその子の卒業までを想定しているということで、特段時期を記載していないところであります。

#### 【久保川委員】

本人の弟さんが、指定学区でないところに入学した場合は、お兄さんはその後卒業しますが、同じ学校に通っている弟さんが卒業するまでという捉え方でよろしいですか。

#### 【事務局】

はい、その通りです。

#### 【久保川委員】

ここでは書かれていませんが、最大で卒業まで指定学校変更として許可しますと、そういう意味

でよろしいですか。

**【事務局】**

はい。

**【久保川委員】**

次に20ページです。現在、市川市では指定学校変更制度で距離制限をしております。この部分に関してご相談のあった方もいて、市川市に新しく家を購入して、転居される方が多いです。市川市を愛していただき、大変光栄ですが、その中で、6 km以上の距離から通学する中学生において、千葉県内での市原や船橋では、市内の転居に関しては中学校においては卒業まで距離関係なく指定学校変更ができるという、柔軟な形をとっています。市川市ではこの距離規定はそのまま継続した中で、指定学校変更制度を継続していくのか。もしくは、県内のいくつかの市のように距離は関係なく、中学校においては、指定学校変更制度に外れる部分でも許可できるような形を取っていくのか、その部分をお伺いしたいです。特に中学生は制服が変わったり、また体操着が変わったり、学校が変わることによって過大な金銭的負担が生じるという分析もありますので、その辺も含めまして、市の見解をお伺いしたいと思います。

**【事務局】**

義務教育課でお答えさせていただきます。今ご指摘のあった部分は、現状の指定学校変更制度の中での検討を進めなければいけない点の一つでございます。

現在、引っ越した場合に、指定学校変更につきましては、隣接学区以外には距離的な規定というのが、小学校が事務室の窓口から直線で1 km以内、中学校が2 km以内というような、12ページにあります現行の指定学校変更許可基準の中で運用させていただいているところでございます。指定学校変更につきましては、現行がこの基準ですが、基本的に今年度、変更の基準について、今ご意見がありました部分も含めまして、まず現行の指定校変更許可基準の見直しをどのように進めていくかということで、これは義務教育課の方で、課題として今後進めてまいります。

そのため、こちらの新しい通学区域の設定による指定学校変更制度と、現行の指定校変更の基準がありますので、ゆくゆくは指定校変更基準が様々な学区の見直しに係る部分にも影響を与える可能性がございます。こちらについてはまず現行の指定学校変更基準について見直しを進めるということで、義務教育課の方では考えております。

**【久保川委員】**

12ページの1 km・2 kmという小中の規定は、前回の審議会で議論されて小学校4 km、中学校6 km距離を広げたということで、それが今見直しされているという、そのような捉え方でよろしいですか。

**【事務局】**

4 km・6 kmにつきましては指定学校変更の基準ではなく、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令というのがあり、学校の適正な通学距離ということで、市内で通う場合に、通学路の距離については小学校では概ね4 km以内、中学校が概ね6 km以内ということが規定されております。これは、学校を設置する際の通常に通学路の適正の距離の範囲が4 km・6 kmということになっております。

一方、こちらの指定学校変更許可基準については、適正な通学路の協議を踏まえた上で、引っ越した場合の基準ということで、市で独自にこの指定学校変更の基準を定めさせていただいております。

す。

**【久保川委員】**

理解いたしました。今後再編等が考えられる中で4 km・6 kmというものが絡んでくると思いますが、逆に言うところの1 2ページの距離が絡んでくるものを見直しというのは、今後検討する余地はあるのでしょうか。

**【事務局】**

はい。現状、やはり年度途中の転居が非常に多いということもありますので、この事務室から直線で1 km・2 km以内からの通学という距離の指定につきましては、もう一度検証して、適切な距離なのかどうかというところは検討する余地はあると思います。今年度かけてその辺りも検討していきたいと考えております。

**【中嶋会長】**

その他に皆様方、いかがでしょうか。

**【石田委員】**

1点教えてください。3. 通学区域決定までの手続き、4. 通学区域決定の時期に関してですが、建て替えをする学校の学区の見直しをしたところ、隣の学校の学区にも影響がある場合は、隣の学校の学区もセットで諮問答申をするという理解でよろしいでしょうか。

**【事務局】**

諮問答申の対象として想定しているのは、建て替えを行った学校のみで、隣の学校についてはその学校が建て替えをする際に諮問答申を行うということを想定しています。

**【石原委員】**

そうすると、この通学区域の再編案というのを、今日ではなくこれから審議していくことになると思いますが、それはここでやるとして、実際に学校にお示しをするのは、建て替えのときに行うということです。

**【事務局】**

はい、そのように想定しています。

**【石原委員】**

考え方はわかりました。ただそうすると、どこかで不都合が出た場合、全部不都合なところが重なってくるため、どうなのかと疑問に思うところもありますが、伝えたい内容はよくわかりました。

**【中嶋会長】**

他にご意見がないようでしたら、事務局からのご説明、それから皆様のご意見を受けて、当審議会で通学区域の見直し方針についてということでまとめたいと思います。事務局からご説明ありました通りの、3～7の原案通り進めるか、修正が必要かということで、皆様からのご意見いただきたいと思いますので、挙手をお願いいたします。

事務局からの説明通り、通学区域の見直しについて原案通り進めることに賛成の方、挙手をお願いいたします。——皆さん全員一致ということで、原案通り進めていくということになりましたの

で、事務局の方ひとつよろしく願いいたします。

#### 【石原委員】

この方向でやっていただければと思いますが、一つお伺いしたいことがあります。これを今後進めていくにあたって、4ページ、5ページの指定学校変更の現状を見ると、まず、4ページの上、令和3年度473件。これはだんだん増えています。多分児童数は減っていると思いますが、これが今、増えている状況がある。市川市は非常に丁寧に、お子さんの側に立って指定学校変更を受け付けていますので、こういう結果になると考えます。学校ごとの指定学校変更の内訳が4ページ、5ページにあります。順番に二桁のところを丸をつけてもらえますか。

一番上、八幡小に指定校変更（以下、同様）が11人と10人ですよね。次に富貴島小（北方小から）が14人。それから鬼高小（信篤小から）が15人。信篤小が29人、宮久保小が13人、大野小（大柏小から）が15人。塩焼小（幸小から）が22人、妙典小（塩焼小から）が36人です。

毎年この位多いわけです。多いというのは何か理由があるわけです。

これは前回も私がお話したところですが、指定学校変更は、入学の時に決まります。小学校入学時に指定学校変更をすると、この子供たちはそのまま中学校に行きたいわけですよね。そうすると中学校入学の時も、指定学校変更という形になります。ですから、中学校の申請理由で友達と同じ中学校に行きたいというのが非常に多くなり、それがこの理由になるわけです。

小と中の学区が一致すれば、小から中に行くときには、（指定学校変更は）非常に減るわけです。もともと同じ学校に行きますので、非常に良い方向です。ただし、小学校に入るとき、この時にはどうしてもやはり、今のように丁寧に希望を伺うと、このような状況になるわけです。

実はここのところを少し改善していかないと、多分、中と小の学区を一致するというところが難しくなってくると私は思います。例えば八幡小と平田小は、中学校は三中と八中になります。このように、指定学校変更を小の時にすることで、中学校も変更になってしまうというところは、非常に慎重にこれからやっていく必要があるだろうと思います。逆に、中学校ブロックの中であれば、これはかなり融通を利かせてやっていけると思います。

このような考え方を一つ持ってぜひ進めていくべきじゃないかなということをお話しておきます。

#### 【中嶋会長】

石原先生から、現場にいた先生の声として、ありがたく受けとめたいと思います。やはり、そのような実感も含めて考えながら、事務局の方でも進めてもらえればありがたいと思います。

他にはよろしいですか。それでは、次の議題に入りたいと思います。

（4）宮田小学校の通学区域の設定について、事務局からお願いいたします。

#### 【事務局】

続いては、市川市立宮田小学校の通学区域の設定についてです。資料の22ページをお願いいたします。現在、市川市立宮田小学校は、建替えの準備を進めており、通学区域の設定は、建替え後の学校規模に影響を与えます。昨年度の通学区域審議会では、「見直しの視点」、「見直しの流れ」に沿って、再編案を作成し、これを基に地域と調整を行うことについて、了承頂きました。そして、この再編案について、学校運営協議会の代表からなる宮田小学校新校舎推進会議においても説明させていただき、地域からも承諾を得ております。

今回は、こちらの再編案を宮田小学校の通学区域とすることについて、正式に学区として決定するため、教育委員会から諮問させていただき、ご審議をお願いするものです。そして、次回の審議会で答申

をいただきたいと考えております。今後の予定ですが、定例教育委員会で議決し、宮田小学校の通学区域を決定する。このようなスケジュールで宮田小学校の区域を決定してまいりたいと考えております。

これらのことより、今回お示しした再編案のとおり、宮田小学校の通学区域は、現在の通学区域と変更はありません。

説明は以上です。

#### 【中嶋会長】

ありがとうございます。宮田小学校の通学区域の再編案については、前回の説明通り、地域からの承諾を得ておりますし、審議会からも承諾いただいております。今回正式決定いたしますが、委員の皆様から何かご質問等がありますか。

——よろしいですか。意見がないようでしたら、宮田小学校の通学区域の設定について原案通りか、何か修正の場所があるかということでまとめたいと思います。皆さんの意見を挙手でお願いいたします。

原案通り可決するか、修正が必要かということで、原案通り可決していくことでよろしい方は挙手をお願いいたします。——全員一致で賛成ということで、この内容で、次回の審議会で答申したいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございます。

では、私の方から二俣小に関してですが、1年生が指定校変更でだいぶ他校へ行っていて、来年度の新1年生の女の子がほとんどいないというような話を聞いています。指定学校変更をする際に、誰かが率先して周りを引き連れて他校に行っているというような情報もある。その辺りどうなのでしょう。学校運営上大変必要な部分であると思うので、お聞かせ願えればと思っております。

#### 【事務局】

誰かが引き連れてというところについては委員会の方では聞いてないため、それについては対応していませんが、実際、指定学校変更の多い学区ですので、その辺りは注視して情報を仕入れながら、入学者数等、掴んでいく必要があるのかと考えております。

#### 【中嶋会長】

その他は、いかがでしょうか。

#### 【石原委員】

この「見直しの視点・留意点」の文言は、誰もが目にすることになりますよね。

そうすると、この視点2の文章ですが、前回、素案の時には、「交通量の多い幹線道路に安全対策がなされていない場合等は、可能な限り…」となっていますよね。幹線道路を通学路の境界とすると、危ないというところだと考えます。

ただ、「児童生徒の安全確保ができない場合」「安全対策を講じることが困難」という文言が何も安全対策を取っていないというふうに取り立てられてしまいかねないです。ぜひ検討していただければと思います。

#### 【事務局】

ご意見を踏まえて検討させていただきます。

#### 【中嶋会長】

それでは最後、副会長の石田先生、何かご意見等ありますか。

【石田委員】

学区の見直しについては、建て替え後ということで、おそらくこれから何十年かかっていくと思いますけれども、その都度社会情勢が変わってきますので、基準等も、都度見直ししながら進めていただければと思います。

【中嶋会長】

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第1回の通学区域審議会を閉会いたします。

事務局の方から事務連絡をよろしく願いいたします。

【事務局】

皆様、長時間にわたりありがとうございました。こちらの方から何点か事務連絡をさせていただきます。

次第の資料とは別に今回「通学区域の再編案」という分厚い資料をお渡ししております。今回は審議事項ではございませんが、その概要についてだけ最後に少し触れさせていただければと思いますので、担当の方からご説明をさせていただきます。

別冊の「通学区域再編案」についてはご審議をいただきました通学区域の見直し方針に基づいて、16の中学校ブロックごとに、通学区域の再編案として作成したものです。ご審議は次回以降お願いしますが、主な内容について触れさせていただきます。

まず、現状の通学区域に変更がない中学校ブロックについては、10番高谷中学校ブロック、該当のページは38ページ、39ページとなります。

次に、学校規模を是正するために、小学校の通学区域を変更する中学校ブロックは、5番第五中学校ブロック、該当するページは18ページから21ページになります。具体的には、大町小学校と大柏小学校の通学区域の線引きの見直しを行っています。

最後に、中学校と小学校の通学区域を一致させるために、中学校の通学区域を変更する中学校ブロックが、この二つの中学校ブロック以外の14の中学校ブロックとなります。

具体的な内容については次回以降、中学校ブロックごとにご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

来年度の指定学校変更申請についてですが、今年度も10月下旬に「入学通知書」の発送を予定しております。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、三密を防ぐためにも、申請用紙のダウンロードや郵便による申請方法を昨年度と同様に検討していきます。

また、塩浜学園は、入学希望者が増加傾向にあります。令和4年度の新入生（1年生・7年生）につきましては、学区以外からの入学希望者について、施設の都合上、抽選になる可能性があります。

次回、第2回の審議会の開催は、現時点では11月12日（金）もしくは11月19日（金）を考えているところでございます。後日また予定のご確認をさせていただきますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

義務教育課からの事務連絡は以上となります。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

令和3年7月15日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長 中 嶋 貞 行